

名古屋市会達第 1 号

市会事務局事務局長以下代決規程（平成12年名古屋市会達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市会議長 田 中 里 佳

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前				改 正 後			
別表第 1				別表第 1			
	事務局長	次長	課長共通		事務局長	次長	課長共通
(略)				(略)			
12		名古屋 市旅費条 例第 <u>23</u> 条 の規定に よる相当 職の決定 に関する こと。		12		名古屋 市旅費条 例第 <u>22</u> 条 の規定に よる相当 職の決定 に関する こと。	
(略)				(略)			

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。